

※案文の第12条

「審査会の委員は、3人とし」を「審査会の委員は、8人とし」に変更する。

理由：上尾市と人口規模でほとんど変わらない草加市の政治倫理条例では、審査会の委員は8人となっている。県内他の自治体の条例等を参考にしたのか甚だ疑問である。

また、7/14の調整会議で、総務課長は「3人」とする理由に「**監査委員**」や「**(情報公開) 審査会**」の委員が3人となっているから、と説明している。しかしながら、基本的に住民監査請求や情報公開審査請求は、市民ひとりでも請求可能である。すなわち、以下の案文第17条で有権者100分の1以上としていることと決定的に矛盾することになる。

※案文の第17条

「登録されている者の総数の100分の1以上の連署」を「**登録されている者は**」に変更する（つまり連署不要とする）。

理由：市民一人でも可能な情報公開請求や住民監査請求（上尾市職員措置請求）に合わせるのが当然である。100分の1（約1,900人）以上の連署とする根拠が全く示されていない。